

**マイナ保険証をお持ちでない方へ
資格確認書を送付いたします。**

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。
マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

「資格確認書」について

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示
することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

**●マイナ保険証をお持ちでない場合**とは、以下のことをいいます。

マイナンバーカードを
お持ちでない、もしくは
協会けんぽにマイナンバー
を提出していない

健康保険証の利用登録を
行っていない等の理由に
より、マイナンバーカードで
医療機関等を受診するこ
とができない

マイナンバーカードの電子
証明書の有効期限が切れて
いる

資格確認書の発行・送付について

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）のうち、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、資格確認書を被保険者様のご住所へ送付いたします。



	令和7年度				
	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書 の一括発行	資格確認書の 送付予定対象者一覧表を 事業所様宛に送付 (普通郵便)				
	・資格確認書 ・資格確認書説明チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒(資格喪失者返送用)		被保険者様宛に送付 (特定記録郵便)		
	被保険者様宛の資格確認書が不着の場合 事業所様宛に送付(1ヵ月毎)				

※資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル4階
営業時間/8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

山梨支部
ホームページ



重症化予防事業として 未治療者への受診勧奨を実施しています。

健診後の受診勧奨について

健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定されながら、医療機関の受診が確認できない方に対して、生活習慣病の重症化などを防ぐことを目的に、医療機関の受診のご案内「受診勧奨通知」を健診受診の約半年後に送付いたします。



受診勧奨通知
(例)

- ▶ 治療が遅れると症状が悪化し、重症化してしまう危険があります。
- ▶ 医療費適正化およびQOLの維持のため、必ず医療機関を受診しましょう。

受診勧奨対象者

以下の(1)～(4)のすべてに該当する方

(1)今年度末年齢が75歳未満で、以下のいずれかの健診を受診した方

- ☐生活習慣病予防健診
- ☐特定健診
- ☐定期健診(うち協会けんぽが健診結果データを取得した方)

(2)健診受診前月から4カ月以内に、医療機関への受診が確認できない方

(3)健診時の問診で服薬なしと回答した方

(4)**受診基準**のうち、1つ以上該当する方

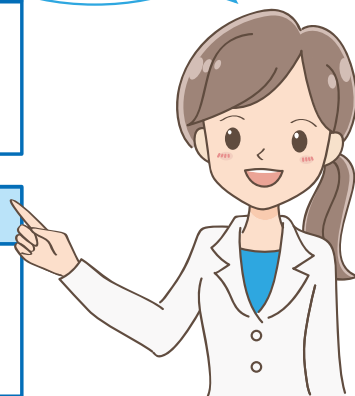
令和7年度から
勧奨の対象に
追加されました。

血圧
収縮期血圧160mmHg以上 または 拡張期血圧100mmHg以上

脂質
LDLコレステロール 180mg/dL以上

血糖
空腹時血糖126mg/dL以上 または HbA1c6.5%以上

胸部X線検査
「要治療」「要精密検査」と 判断された方



事業主・健診事務ご担当者様へのお願い

健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定された従業員様には「必ず受診するよう」お声掛けと受診状況のご確認をお願いいたします。

◎ 医療機関の**受診勧奨文書の例**をホームページに掲載しています。
ぜひご活用ください！

